

「措置」から「契約」へ（介護保険制度と後見制度）

昭和から平成に変わる時期に、「人生80年時代にふさわしい社会保障のしくみ」の必要性が議論され、その結果、それまで家族が家庭内で担ってきた介護を外注化できる仕組みとして、平成12年に介護保険制度が開始されました。

実はこの介護保険制度の開始に当たり、当時の厚生省が推し進めていたのが「社会福祉基礎構造改革」であり、その改革の大きな柱が「措置から契約へ」という考え方でした。

それまで行政が福祉サービスを提供する際には、サービスを受ける本人の「受諾の意思」とは関係なく、「措置」という方法が取られていました。措置とは、それぞれの事態に応じて必要な手続きを取ることです。つまり、行政というお上が、その人にとって必要な手続きを「それぞれの事態に応じて」決定するということです。決定権が行政にあるのです。



それに対して「契約」とは、2人以上の当事者の意思表示が合致することによって成立する法律行為のことです。福祉サービスであっても、提供する側とサービスを受ける側の両方の「意思表示」が必要、つまり、福祉サービスを受ける高齢者に、この福祉サービスをこの条件で受けたいと決定する能力が備わっている必要があるということです。

民間活力を最大限に利用した介護保険制度を導入するに当たっては、そのひとつひとつの介護サービスについて、行政が「措置」を行う訳にはいきません。そこで、介護・福祉サービスの「措置から契約へ」という移行が必要不可欠となったのです。

すると新たな問題が生じました。介護サービスを必要とする高齢者が、果たして「契約」という法律行為を自力で行うことができるのでしょうか。提供されるサービスの質と適正価格を判断することができるのでしょうか。

そこで、介護保険制度と「車の両輪」として同時期に誕生したのが後見制度です。後見制度とは、「措置から契約へ」という流れの中で、高齢者が適正に「契約」を行って安心して生活していけるための助けとして、判断力が低下した高齢者の正当な代理人の立場（後見人）で「契約」を結ぶことで、高齢者が介護や医療を適正に受けられるように手配し、その上で後見人に財産管理を行う権限を与え、「契約」がスムーズに履行されるように設計されたものなのです。

今、日本の高齢者にとって、無くてはならないものとなった介護保険制度ですが、本来は、介護を必要とする高齢者自身が必要なサービスを選定し、価格の妥当性を見極め、一つ一つのサービスについてそれぞれ「契約」をするというものです。それが出来ない高齢者は、後見制度を使って後見人等に契約の代理をしてもらわなければならないのです。

皆さまが思っている以上に、実は高齢者には、「自己責任」「自助努力」というものが求められているのだということをご理解いただけましたでしょうか。しれません。